十二　設備整備計画に法第七条第四項第八号又は第九号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該行為の種類
ロ　当該行為の場所
ハ　当該行為に係る行為地及びその付近の状況
ニ　当該行為の施行方法
ホ　当該行為の着手及び完了の予定日
十三　設備整備計画に法第七条第四項第十号に掲げる行為（温泉法第三条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該行為に係る土地の所在、地番及び地目並びにその付近の状況
ロ　湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
ハ　主要な設備の構造及び能力
ニ　当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日
十四　設備整備計画に法第七条第四項第十号に掲げる行為（温泉法第十一条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該行為に係る場所及びその付近の状況
ロ　温泉の湧出量、温度及び成分並びに湧出路の口径及び深さ
ハ　当該行為が増掘である場合にあっては、増掘後の湧出路の口径、深さその他当該行為に係る工事の施行方法
ニ　当該行為が動力の装置である場合にあっては、動力の装置の種類、出力その他動力の装置の詳細
ホ　当該行為が増掘である場合にあっては、主要な設備の構造及び能力
ヘ　当該行為に係る工事の着手及び完了の予定日

（設備整備計画の変更の認定の申請）

第三条　法第八条第一項の規定により設備整備計画の変更の認定を受けようとする認定設備整備者は、別記様式第二号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に計画作成市町村に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　当該設備整備計画に従って行われる法第七条第二項第一号の整備及び同項第二号の取組の実施状況を記載した書類
二　第一条第二項各号に掲げる書類

（設備整備計画の軽微な変更）

第四条　法第八条第一項ただし書の農林水産省令・環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　住所（法人又は法人でない団体にあっては、事務所の所在地）の変更
二　法第七条第二項第四号に掲げる事項の変更であって、同号の資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの
三　前二号に掲げるもののほか、設備整備計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更

附　則

この省令は、法の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

設備整備計画に係る認定申請書

年　月　日

市町村長　殿

申請者
住　所
氏　名　　印

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第7条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）
1　「申請者」には、再生可能エネルギー発電設備等の整備を行う全ての者を記載すること。
2　申請者が法人又は法人でない団体である場合にあっては、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
4　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。